

## 第2回草津市いじめ防止基本方針策定懇談会 会議録

■日時：

平成26年7月2日（水）15時30分～17時00分

■場所：

草津市立教育研究所2階会議室

■出席委員：

峯本耕治委員、松嶋秀明委員、埴岡美江子委員、中谷仁彦委員、山元孝子委員

■欠席委員：

なし

■事務局：

学校教育課 藤野利也参事、姫野健副参事、菊池誠専門員

### 1. 開会

---

○あいさつ【藤野参事】

- ・草津市いじめ防止基本方針の策定に当たっては、市政戦略会議、副部長会議、部長会議での協議や審議を経て、素案を作成した。今後、パブリックコメントを実施し、策定をめざす。本素案について、各委員から御意見をいただきたい。

### 2. 懇談内容

---

○草津市いじめ防止基本方針（案）について

【事務局】

- ・本素案は、いじめ防止対策推進法に基づき、国や県のいじめ防止基本方針を参酌して作成し、内容について市政戦略会議、副部長会議、部長会議で協議や審議を行ったものである。
- ・第1回のこの策定懇談会では、本素案を作成するに当たり、構成内容や項目について御意見をいただいた。
- ・市内の各学校では、法の規定により学校いじめ防止基本方針の策定が義務付けされていることから、すでに学校ごとに方針を策定し、1学期内を目途に各校のホームページに掲載する予定である。

【峯本座長】

- ・本日は、この草津市いじめ防止基本方針（案）の各項目やその内容について、各委員から意見をいただきたい。

- ・全般にわたって一律に「子ども」と表現されているが、市内在住で市立学校以外の学校に通っている子どもはこの対象になるのか。

**【事務局】**

- ・私立の学校に通う子どもについては県の知事部局、県立の学校に通う子どもについては県教育委員会の所轄となり、そのことは県が策定している方針に示されている。ただし、市外の学校に通う子どもであっても市に相談があった場合は適切に対応し、主管となる機関との連携を図る。

**【中谷委員】**

- ・目次のところで、3の(3)に市教育委員会附属機関、(4)に市附属機関という記述があるが、それぞれ市立学校いじめ問題調査委員会、市いじめ再調査委員会という正式名にして整合性を図ってはどうか。

**【峯本座長】**

- ・本素案の中に、子どもの自浄的活動という表現があるが、自浄的という表現に違和感がある。自主的または主体的という表現が望ましいのではないか。

**【中谷委員】**

- ・県のストップいじめアクションプランには、積極的と表記されている。また、それ以外にも、子ども自らがという表現もあるが、これは小学校の児童会や中学校の生徒会を示すものか。

**【事務局】**

- ・市の施策として、昨年度に児童会生徒会活動推進事業を行った。いじめ根絶に向けて子どもたちが自ら取組むことの重要性を示している。

**【峯本座長】**

- ・重大事態への対処について、不登校で年間30日以上欠席したきっかけや要因がいじめである場合、子どもの状況等を十分に確認して判断する必要がある。重大事態の表記について各委員の意見はないか。

**【松嶋委員】**

- ・重大事態発生時の対応に支障がないよう学校や市の体制を整えておくことが大切ある。
- ・臨床心理の観点から専門家の導入も必要である。

**【中谷委員】**

- ・重大事態について、法の規定が盛り込まれており、具体的な内容が示されていることはよい。

**【峯本座長】**

- ・客観的な判断により重大事態に該当するかが決まる。微妙なケースでは、どこが重大事態と決定するかはっきりしておいた方がよい。おそらく教育委員会になるであろう。重大事態への対処については、最終的な調査結果を市長に報告するために段階を踏まえた手順を示すことが大切であろう。

**【中谷委員】**

- ・この策定懇談会での意見を踏まえ、最終的に市の方針を決定するのはどこか。

**【事務局】**

- ・市政戦略会議で市として方針を策定する方向性が決定された。そのことを受けて、副部長会議での協議、部長会議での審議を経て、最終的には部長会議で決定されることになる。8月にパブリックコメントを実施し、11月の策定をめざしている。

**【峯本座長】**

- ・学校が実施する施策の中に、いじめのシグナルを発見したときの学校の措置を盛り込んだ方がよいのではないか。具体的には、いじめの予防や防止についてだけでなく、インターネット上のいじめも含めていじめのシグナルを発見したときの事実の確認、指導や支援の方針、専門家を交えたプランニングなどをチーム対応で進めていくことを入れてはどうか。

**【中谷委員】**

- ・いじめの兆候を見逃さない取組の記述も必要であろう。

**【埴岡委員】**

- ・学校現場では、いじめ防止対策推進法はもとより学校で策定したいじめ防止基本方針に則って、いじめ問題について危機意識をもってしっかりと研修を積んでいく必要がある。

**【事務局】**

- ・生徒指導主事主任会でも、各校のいじめ防止基本方針の熟知と実践についての研修を依頼した。これまで以上にいじめに対する取組への意識を高める必要がある。本素案にも研修について記述している。

**【中谷委員】**

- ・教員の意識向上は校長の裁量であり、リーダーシップを発揮して意識を高めて実践につなげていく。草津市は市と学校とがしっかりと協議できる体制ができており、学校だけでは対応できないケースにも市として対応していくことができる。

**【埴岡委員】**

- ・いじめの事案が重大事態に発展するという危機意識をしっかりとつため、この方針は重要な柱である。特に被害を受けた子どもの立場になって、その想いを大切にしていかなければならない。そのことがはっきり示されていることはよいことである。

**【峯本座長】**

- ・ささいなけんかが原因で子どもどうしの仲が悪くなり、そのときのきつい言葉で不登校になったというケースがあった場合、このこともいじめ事案となることがある。この場合、学校として事実の調査が必要となる。しっかりといじめを受けた子どもやいじめを行った子ども、周りにいた子どもから事実確認を行い、保護者に説明していくことが重要である。そのためには、日頃から、いじめは子どもたちの関係性の中で起

こることをおさえておかなければならない。教育的なアプローチといじめへの対応の双方を学校はしていかなければならない。

**【山元委員】**

- ・いじめを受けた子どもの受け止め方はもちろん大切なことであるが、いじめを行った子どもについての記述が薄いのではないか。子どもは、いじめは悪いこととわかっていても何がいじめであるのかが十分に理解できていないことがある。具体的ないじめの態様について理解させるための指導をしていかなければならない。そういう内容も盛り込む必要があるのではないか。

**【中谷委員】**

- ・確かに、意図的にいじめを行った子どもは少ない。何がいじめであるかを気づかせなければならぬ。学校が実施する施策に盛り込むべきことである。

**【峯本座長】**

- ・3（3）のいじめへの対処の中に、いじめを行った子どもに対する指導についての記述を入れてはどうか。

**【峯本座長】**

- ・他に意見はないか。特になければ本日はここまでとする。
- ・次回は市のパブリックコメントの結果をもとに、各委員に意見をいただく。

### 3. 閉会

---

○あいさつ **【藤野参事】**

- ・本日は本素案について様々な意見をいただいた。策定に向けての参考にさせていただく。次の策定懇談会は、パブリックコメント実施後を予定している。次回も引き続きよろしくお願ひしたい。

以上。